

岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程

平成28年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県立国際園芸アカデミー（以下「本学」という。）学則第2条第2項の規定に基づき、学校評価に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「学校評価」とは学校教育法第42条に基づく評価であり、学校教育法施行規則第66条に規定する「自己評価」及び同法施行規則第67条に規定する「学校関係者評価」をいう。

(自己評価の実施)

第3条 自己評価は、毎年度、当該年度の教育活動その他学校運営の状況について、教職員が、自ら評価を行う。

(学校関係者評価の実施)

第4条 学校関係者評価を適切かつ円滑に行うための組織として、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 学校関係者評価は、自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について、委員会が、評価を行う。

(学校関係者評価委員)

第5条 学校関係者評価委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者から学長が委嘱する。

- 一 教育関係者
- 二 関連業界（花き生産・花き装飾・造園緑化・流通）関係者
- 三 行政機関
- 四 学識経験者
- 五 在学生の保護者
- 六 卒業生（同窓会関係者）

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、新たな委員を委嘱するものとする。この場合において、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、学校関係者評価を遂行するうえで知り得た個人情報及び未公表の資料等は、当該目的以外に使用又は外部へ漏洩してはならない。委員退任後も継続するものとする。
- 5 委員には、報償費及び費用弁償を本学が定める基準により支給する。

(委員会)

第6条 委員会は、学長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の会議は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

(学校評価の活用)

第7条 教職員は、自己評価及び学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校評価の公表及び報告)

第8条 学長は、自己評価及び学校関係者評価の結果について報告書を作成する。

- 2 学長は、当該報告書を公表するとともに、本学管理者に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月14日から施行する。